

箕面市広告入り窓口封筒取扱い事業者募集要項

1 目的

この要項は、箕面市広告事業実施要綱第1条に定める目的を達成するため、封筒を広告媒体として活用し、箕面市（以下「市」という。）の事業経費削減を提案いただける広告代理店を募集します。

選定された広告代理店は、広告主を募集し、箕面市広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）を作成するものとします。

2. 仕様

(1) 窓口封筒の用途

来庁者が各種証明書の持ち帰り用として利用するものです。

(2) 広告料

広告料は、広告代理店が負担する窓口封筒の作成や納品等に要する経費に充ててください。市と広告代理店の間で、窓口封筒の納品に関し一切の金銭の授受を行いません。

(3) 広告掲載期間

令和6年（2024年）9月1日から令和8年（2026年）8月31日まで（2年間）
※当該期間中において掲載広告の変更をすることができます。

(4) 年間使用予定枚数

7万4千枚程度（全種類合計枚数）

(5) 設置場所

①箕面市役所 窓口課、税務室、豊川支所、止々呂美支所

②中央図書館、船場駐車場内発行拠点、西南図書館、菅野中央人権文化センター、桜ヶ丘図書館、東生涯学習センター、多文化交流センター、みのお市民活動センター
※各設置場所には、窓口封筒を入れる設置台も用意していただきます。

※②の設置場所での設置期間は、令和6年（2024年）9月1日から令和7年（2025年）3月31日までです。

(6) 広告の規格・掲載できる広告内容について

①広告主及び広告内容については、「箕面市広告事業実施要綱」、「箕面市広告事業掲載ガイドライン」を遵守してください。

②窓口封筒のサイズは、日本産業規格（JIS）角形6号及び角形2号とします。

③市の記載部分は、窓口封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ65パーセント以上とし、記載内容は、市が指定します。

④広告の範囲は、各窓口封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ35パーセント未満とします。

⑤広告内容については、「箕面市広告審査委員会」に諮って審査します。

(7) 窓口封筒の納品について

広告代理店は、市の指示に従って、複数回（概ね年4回）に分けて、(5)の市が指定する設置場所へ必要な枚数を納品してください。

3 製作上の注意事項

- (1) 広告代理店は、広告内容、色、形状等の窓口封筒の仕様について、事前に市と協議してください。
- (2) 窓口封筒は、市の承認を受けた後に製作してください。

4 広告内容の苦情処理等

- (1) 広告代理店は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、苦情等が発生した場合は速やかに解決にあたってください。
- (2) 広告代理店は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該広告が掲載された窓口封筒を回収し、代替の窓口封筒を市に提供してください。
- (3) 市が窓口封筒の使用について適当でないと認めるときは、当該窓口封筒の使用を取りやめる場合があります。

5 応募資格要件

箕面市の入札参加者資格等に準じ、次の要件を全て満たしていることを必要とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和 62 年 9 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 現に国税及び都道府県税並びに市（区）町村税を滞納していないこと。
- (5) 箕面市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金がないこと。

6 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間 令和 6 年 4 月 3 日（水）から令和 6 年 4 月 17 日（水）まで
- (2) 応募方法
 - ① 郵送（令和 6 年 4 月 17 日（水）必着）、又は持参のこと。
 - ② 持参による場合は、下記の「8 問い合わせ及び提出先」まで提出してください。
※受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日を除く。）
- (3) 提出書類
 - ① 申込書（様式 1） 正本 1 部及び副本 5 部
 - ② 窓口封筒に関する提案書（様式 2） 正本 1 部及び副本 5 部
 - ③ 法人登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） 1 部
 - ④ 納税証明書（上記 5（4）に係る発行後 3 ヶ月以内のもの） 1 部
 - ⑤ 会社概要（パンフレットなど） 6 部
 - ⑥ 窓口封筒見本 6 部

※提出された書類は、返却しません。また、無断で使用しません。

7 選定方法

(1) 窓口封筒を取扱う広告代理店を公正かつ適正に選考するため、評価員と選考基準を定めて評価を行い、選定します。

(2) 選定結果の通知については、結果のみを令和6年4月末までに、電話及び郵送等により通知します。

なお、審査の経緯は、公表しません。

また、審査結果に対する異議申立ては、受け付けません。

8 問い合わせ及び提出先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 市民部窓口課

電 話 072-724-6726 (直通)

E-mail simin@maple.city.minoh.lg.jp (E-mail による提出は不可)

以上

(様式1)

申 込 書

令和6年 月 日

箕面市長様

【申込者】

所在地

商号又は名称

代表者氏名



箕面市広告入り窓口封筒取扱い事業者募集に応募したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(フリガナ) 商号又は名称			
代表者職氏名			
所在地			
担当者			
電話番号		FAX	
E-mail			

過去3年間の事業実績

	実績のある地方自治体名	広告取扱い内容
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度		

(様式2)

箕面市広告入り窓口封筒に関する提案書

令和6年 月 日

箕面市長様

【申込者】

所在地

商号又は名称

代表者名



事業概要	
事業のPR	
納入までのスケジュール	
広告主 募集方法	
自社の 広告掲載基準	
その他	

※事業提案について、詳細説明資料等があれば添付してください。